

日本医学放射線学会 国際交流委員会規程

(設置)

第1条 日本医学放射線学会に国際交流委員会を置く。

(目的)

第2条 日本医学放射線学会国際交流委員会（以下「委員会」）は定款第4条に定める目的遂行のために国際交流に関する実務を行い、日本医学放射線学会の発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会の行う業務は次の通りとする。

- (1) RSNA (Radiological Society of North America) との交流
- (2) ARRS (American Roentgen Ray Society) との交流
- (3) ECR (European Congress of Radiology) との交流
- (4) AOCR (Asian-Oceanian Congress of Radiology) との交流
- (5) 日本と韓国、日本と中国との交流
- (6) その他理事会が認めた海外の学術団体との交流

(構成)

第4条 次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 理事会にて選任された担当理事若干名
- (2) 委員会で承認された委員

(委員候補者)

第5条 委員会は、前条の構成に適合する委員候補者（担当理事を除く）を理事会に推薦する。

附則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

この規程は、平成26年8月1日から施行する。